

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011 - 204 - 5035
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目 次	ページ
規 則	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則.....（福祉援護課）	63
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則.....（住宅課）	76
告 示	
○北海道自然環境等保全条例に基づく記念保護樹木の指定の解除.....（自然環境課）	76
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	76
○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）	77
○知事権限に係る保安林の指定.....（治山課）	77
○土地収用法による土地の立入りの通知.....（建設部総務課）	77
支 庁 告 示	
○貸金業法の規定による貸金業者の登録の取消し（2件）.....	77

規 則	
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則をここに公布する。 平成20年 8 月29日 北海道知事 高 橋 はるみ	
北海道規則第85号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則 （趣旨）	
第1条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。次条において「法」という。）の施行については、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成8年政令第18号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。（他の支援給付の実施機関への通知）	

第2条 知事は、法第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）（以下「保護法」という。）第19条第2項に規定する場合において支援給付を実施したときは、速やかに、その旨を当該支援給付を受けた者の居住地を所管する支援給付の実施機関に書面により通知するものとする。

2 知事は、現に支援給付を受けている者がその居住地を他の支援給付の実施機関の所管区域内に移転したときは、速やかに、必要な決定を行い、新居住地の支援給付の実施機関に書面により通知するものとする。

3 前2項の通知には、支援給付の記録その他の支援給付の実施上必要と認められる最小限の書類の写しを添付するものとする。
（支援給付の開始及び変更等の申請）

第3条 保護法第24条第1項の規定による支援給付の開始の申請又は同条第5項の規定による支援給付の変更の申請（医療支援給付に係るものを除く。）は、別記第1号様式により行うものとする。

2 保護法第24条第5項の規定による支援給付の変更の申請（医療支援給付に係るものに限る。）は、別記第2号様式により行うものとする。

3 前2項に規定する申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、支援給付の変更の申請については、知事が必要がないと認める書類の添付を省略することができる。

- （1）収入申告書（別記第3号様式）
- （2）給与証明書（別記第4号様式）
- （3）資産申告書（別記第5号様式）
- （4）関係先への照会の同意書（別記第6号様式）
- （5）その他知事が必要と認める書類

4 保護法第18条第2項各号に掲げる場合における葬祭支援給付の申請は、別記第7号様式により行うものとする。
（支援給付の実施機関への届出）

第4条 保護法第61条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- （1）収入について変動があったとき。 別記第3号様式
- （2）支出その他生計の状況について変動があったとき又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったとき。 別記第8号様式
（支援給付決定通知書）

第5条 次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 保護法第24条第1項の規定による支援給付の開始の決定の通知又は同条第5項において準用する同条第1項の規定による支援給付の変更の決定の通知 別記第9号様式
- (2) 保護法第24条第1項の規定による支援給付の開始の申請の却下の通知又は同条第5項において準用する同条第1項の規定による支援給付の変更の申請の却下の通知 別記第10号様式
- (3) 保護法第25条第1項の規定による職権による保護の開始に係る通知又は同条第2項の規定による職権による支援給付の変更の決定の通知 別記第11号様式
- (4) 保護法第26条の規定による支援給付の停止又は廃止（保護法第28条第4項又は第62条第3項の規定による支援給付の停止及び廃止を含む。）の決定の通知 別記第12号様式
- 2 知事は、福祉事務所を設置しない町村の区域内に居住地を有する者について前項各号に掲げる通知をしたときは、直ちにその写しを当該町村の長に送付しなければならない。

（検診命令書等）

第6条 知事は、保護法第28条第1項の規定により検診を受けるべき旨を命ずるときは、当該命令を受けた者に対して、別記第13号様式の検診命令書、検診書及び検診料請求書を交付するものとする。

（保護施設及び繰替支弁に関する規定の準用）

第7条 生活保護法施行細則（昭和28年北海道規則第104号）第14条から第21条までの規定は、保護法第38条第1項に規定する保護施設（次条において「保護施設」という。）について準用する。

2 生活保護法施行細則第26条及び第27条の規定は、保護法第72条の規定による繰替支弁について準用する。この場合において、同規則第27条中「支庁長」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

（書類の経由）

第8条 保護法又はこれに基づく命令等により厚生労働大臣に提出することとされている書類が、市町村若しくは地方独立行政法人又は社会福祉法人若しくは日本赤十字社が設置する保護施設の設置者又は当該保護施設の長から提出されたときは、知事は、これを受理し、厚生労働大臣に提出するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の
支援に関する法律による支援給付申請書（開始・変更）

現住所

本籍地

区 分	氏 名	続柄	性別	年齢	生年月日	学 歴	職 業	健康状態
家 族 の 状 況	支援給付 を要する 者	本人						
	支援給付 を要する 者以外の 者							

家族のうち別居して いる者があるとき は、その氏名と住所	氏 名	住 所

支援給付を申請する理由（具体的に記入してください。）

上記のとおり相違ないので、（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第24条第1項（第5項）の規定により、関係書類を添えて支援給付の開始（変更）を申請します。

年 月 日

申請者住所
氏名
支援給付を受けようとする
（受けている）者との関係



北海道知事 様

	受付年月日		町 村 役 場 受付年月日	

注 1 この申請書は、支援給付の開始又は変更のいずれの申請の場合にも用いるものと
し、変更の申請の場合は、変更に係る事項を記入してください。

2 申請者と支援給付を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は、支援給
付を受けようとする者に記入してもらってください。

3 不実の申請をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の
促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項（中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律
（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）にお
いてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰され
ることがあります。

別記第2号様式（第3条関係）

医 療 券 等 発 行 票					地 区 名			
					被支援者番号			
医 療 券 等	月	分	月	月	月	月	月	月
	発 行 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	有 効 期 間	～	～	～	～	～	～	～
	単 併 別	単・併	単・併	単・併	単・併	単・併	単・併	単・併
	社保（ ）							
	本 人 支 払 額	円	円	円	円	円	円	円
摘 要								

支援給付変更申請書（傷病届）

1 医療 2 治療材料 3 施術（柔道整復・あん摩・マッサージ・はり・きゅう） 4 移送

	受 理 年 月 日	年 月 日
	町村受理 年 月 日	年 月 日

患者氏名	男・ （ 年 月 日生）女	居 住 地	
世 帯 主 氏 名		現在受けて いる支援給付	
病 状 及 び 理 由			
上記のとおり、（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支 援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項 において準用する）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支 援に関する法律第24条第5項の規定により、関係書類を添えて支援給付の変更を申 請します。			
北海道知事 様		年 月 日	
申請者	住 所 氏 名 患者との関係	印	

町
村
取
扱
者

町村からの連絡事項

選定医療機関名	
発行した書類	医療要否意見書 診療依頼書（入院外） 給付要否意見書 精神病入院要否意見書〔 年 月 日発行〕 結核入院要否意見書 老人保健施設療養病状審査票
初診予定年月日	年 月 日

印

注 印の欄は、記入しないでください。

別記第3号様式（第3条・第4条関係）

その1

（表面）

収 入 申 告 書	年 月 日
北海道知事 様	

申告者住所
氏名 印
私の世帯で支援給付を受けている者の 年分の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者		本 人			配 偶 者 等		
仕事の内容 勤務先 (会社名)等							
区 分	収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数	
前 年 1 2 か 月	1 月 分						
	2 月 分						
	3 月 分						
	4 月 分						
	5 月 分						
	6 月 分						
	7 月 分						
	8 月 分						
	9 月 分						
	10 月 分						
11 月 分							
12 月 分							
合 計							
必要経費の 主 な 内 容		①					
		②					

2 恩給、年金等による収入（受けているものを○で囲んでください。）

有・無	恩給、国民年金、厚生年金、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他（ ）				
受	氏 名	種 別	月 額	年 額	

働 い る 者			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円

(裏面)
3 仕送りによる収入（前年12か月間の合計を記入してください。）

有・無	区 分	内 容	仕送りした者の氏名
	仕送りによる収入		円
	現物による収入		

4 その他の収入（前年12か月間の合計を記入してください。）

有・無	区 分	内 容	収 入
	生命保険等の給付金		円
	財産収入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	自給収入 (米、野菜、魚介等)		円
	補償金等収入		円
	その他臨時的収入		円

5 将来において見込みのある収入（上記1から4までに記入したものを除く。）

有・無	内 容	収入見込額
		円

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者(受けている者)が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等の前年12か月分の収入総額が分かる書類を添付できるときは、合計欄のみを記入してください(月ごとの記入は、不要です。)
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (4) 必要経費は、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (5) 2から5までの収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (7) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

その2

(表面)

収 入 申 告 書

年 月 日

北海道知事 様

申告者住所

氏名



私の世帯で支援給付を受けていない者の 年分の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の氏名	
仕事の内容	

勤 務 先 (会社名)等							
区 分		収 入	必要経費①	就労日数	収 入	必要経費②	就労日数
前 年 1 2 か 月	1 月 分						
	2 月 分						
	3 月 分						
	4 月 分						
	5 月 分						
	6 月 分						
	7 月 分						
	8 月 分						
	9 月 分						
	10 月 分						
	11 月 分						
	12 月 分						
合 計							
必要経費の主な内容		①					
		②					

2 恩給、年金等による収入(受けているものを○で囲んでください。)

有・無	恩給、国民年金、厚生年金、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他()			
受	氏 名	種 別	月 額	年 額
け			円	円
て			円	円
い			円	円
る			円	円
者			円	円

(裏面)

3 仕送りによる収入(前年12か月間の合計を記入してください。)

	区 分	内 容	仕送りした者の氏名
有・無	仕送りによる収入	円	
	現物による収入		

4 その他の収入（前年12か月間の合計を記入してください。）

	区 分	内 容	収 入
有・無	生 命 保 険 等 の 給 付 金		円
	財 産 収 入 （土地、家屋の賃貸料等）		円
	自 給 収 入 （米、野菜、魚介等）		円
	補 償 金 等 収 入		円
	そ の 他 臨 時 的 収 入		円

5 将来において見込みのある収入（上記1から4までに記入したものを除く。）

	内 容	収入見込額
有・無		円

6 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

（記入上の注意）

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者（受けている者）が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与明細書、源泉徴収票、課税証明書等の前年12か月分の収入総額が分かる書類を添付できるときは、合計欄のみを記入してください（月ごとの記入は、不要です。）。
- (3) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ご

とに記入してください。

- (4) 必要経費は、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (5) 2から5までの収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (6) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (7) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

その3

（表面）

収 入 申 告 書

年 月 日

北海道知事 様

申告者住所

氏名



私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の 名 前	仕 事 の 内 容 勤務先(会社名)等	区 分	当月分（見込額）	前 月 分
		収 入		
		必要経費①		
		就 労 日 数		
		収 入		
		必要経費②		
		就 労 日 数		
		収 入		
		必要経費③		

		就 労 日 数		
必 要 経 費 (前月分)の 主 な 内 容	①			
	②			
	③			

2 恩給、年金等による収入（受けているものを○で囲んでください。）

有・無	恩給、国民年金、厚生年金、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、雇用保険、傷病手当金、その他（ ）			
受 け て い る 者	氏 名	種 別	月 額	年 額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円

（裏面）

3 仕送りによる収入（前月分を記入してください。）

	区 分	内 容	仕送りした者の氏名
有・無	仕送りによる収入	円	
	現物による収入		

4 その他の収入（前月分を記入してください。）

有・無	区 分	内 容	収 入
	生 命 保 険 等 の 給 付 金		円
	財 産 収 入 (土地、家屋の賃貸料等)		円
	自 給 収 入 (米、野菜、魚介等)		円
	補 償 金 等 収 入		円
	そ の 他 臨 時 的 収 入		円

5 働いて得た収入がない者

氏 名	備 考

（記入上の注意）

- (1) この申告書は、支援給付を受けようとする者（受けている者）が記入してください。
- (2) 「1 働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (3) 必要経費は、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (4) 2 から 4 までの収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (5) 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- (6) 収入を証する書類（勤務先の給与証明書、各種保険の支払通知書等）がある場合は、その書類を添付してください。
- (7) 資産や収入に変動があった場合も、この申告書を提出してください。
- (8) 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第4号様式（第3条関係）

給 与 証 明 書

年 月 日

住 所
事業所（雇主）



次のとおり証明します。

氏 名	(歳)	職名及び 職務内容	
居住地			
基 本 給		所 得 税	

給 与 額	日給（ 日分）		控 除 額	市 町 村 民 税	
	家 族 手 当			健 康 保 険 料	
	地 域 手 当			厚生年金保険料	
	手 当			失 業 保 険 料	
				労 働 組 合 費	
	時 間 外 手 当				
	賞 与				
		小 計（イ）			
差 引 支 給 額（イ） - （ロ）			摘 要		
前 2 月 の 差引支給額	月分 月分				
（注意） 事実と違ったことを証明した場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法第85条の規定によって処罰されることがあります。					

別記第5号様式（第3条関係）

資 産 申 告 書

北海道知事 様

年 月 日

氏 名 印

現在の私の世帯の資産の保有状況は、次のとおり相違ありません。

1 不動産

土 地	種 類	有 無	延べ面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	(1) 宅 地	有・無				有・無
	(2) 田 畑	有・無				有・無
	(3) 山 林 その他	有・無				有・無

建 物	種 類	有 無	延べ面積	所有者氏名	所 在 地	抵当権
	(1) 自 家	有・無			(家賃収入 円)	有・無
	(2) 貸 家 賃 間	有・無				有・無
	(3) その他	有・無				有・無

2 現金、預貯金、有価証券

現 金	有 無	金 額			
	有・無	円			
預 貯 金	有 無	預 貯 金 先	口 座 番 号	口 座 氏 名	預 貯 金 額
	有・無				
有 価 証 券	有 無	種 類	額 面	評 価 概 算 額	
	有・無				

3 生命保険等

生 命 保 険 その他の保険	有 無	契 約 先	契 約 金	保 険 料
	有・無			
	有・無			

4 債権、債務

債 権 (貸している 現金等)	有 無	金 額	貸 付 先 等
	有・無	円	
債 務 (借りている 現金等)	有 無	金 額	借 入 先 等
	有・無	円	

5 その他の資産

自動車（自動二輪車を含む。）	有 無	使用状況	所有者氏名	車 種	排 気 量	年 式
	有・無	使用・未使用				
貴 金 属 その他の資産	有 無	品 名				
	有・無					

- 注1 この申告書は、支援給付を受けようとする者(受けている者)が記入してください。
- 2 資産の種類ごとに、その有無について○で囲んでください。土地については、借地等の場合も記入してください。
- 3 有を○で囲んだ資産については、次の(1)から(3)までに従って記入してください。
- (1) 同じ種類の資産を複数所有している場合は、そのすべてを記入してください。
- (2) 有価証券は、例えば「株券、国債」等と記入し、その評価概算額は、現在売却した場合のおおよその金額を記入してください。
- (3) 貴金属その他の資産は、例えば「ダイヤの指輪」等と記入してください。
- 4 書ききれない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上添付してください。
- 5 不実の申告をして不正に支援給付を受けた場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。

別記第6号様式（第3条関係）

同 意 書

支援給付の決定又は実施のために必要があるときは、私及び私の世帯員の資産及び収入の状況につき、貴職が官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、私若しくは私の世帯員の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴職の調査囑託又は報告要求に対し、官公署又は銀行等が報告することについて、私及び私の世帯員が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えて構いません。

年 月 日

北海道知事 様

住 所

世帯主 氏名 ㊞

世帯員 氏名 ㊞

別記第7号様式（第3条関係）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による葬祭支援給付申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者住所

氏名 ㊞

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則第3条第4項の規定により、次のとおり関係書類を添えて葬祭支援給付を申請します。

記

死亡した者	氏 名				葬祭を行う者との関係	
	死 亡 年月日	年	月	日	死亡時の住所又は居所	
葬 祭 予 定 日		年 月 日				
葬 祭 費		遺 留 金 額		差 引 不 足 額		備 考
円		円		円		

別記第8号様式（第4条関係）

世 帯 の 異 動 等 届 出 書

年 月 日

北海道知事 様

届出者住所

氏名 ㊞

次のとおり世帯の異動等がありましたので、（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第61条の規定により届け出ます。

1 世帯の構成

異 動 の 内 容	異 動 者 氏 名	年 齢	異動月日	異 動 の 理 由

（異動の内容欄は、転入、転出、出生、死亡、入院、退院等と記載のこと。）

2 居 住 地

移 転 先	移 転 月 日	移 転 の 理 由

3 支出の状況

区 分	変 動 月 日	変動前の金額	変動後の金額	理 由

（区分欄は、家賃、借間代、借地代、固定資産税等と記載のこと。）

4 その他

--

注1 収入を除くすべての異動等は、この届出書により届け出てください（収入の変動は、収入申告書によること。）。

2 異動があったにもかかわらず、この届出書を提出しないときは、支援給付の一部又は全部を返還してもらうことがあります。

別記第9号様式（第5条関係）

（表面）

第 号
年 月 日
様
北海道知事
支 援 給 付 開 始（ 変 更 ） 決 定 通 知 書
年 月 日付で申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を次のとおり開始（変更）するこ

とと決定しましたので通知します。

記

1 支援給付の種類及び給付額

種 類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	（ ） 支援給付	（ ） 支援給付	（ ） 支援給付	計
給付額	円	円	円	円	円	円

特記事項

医療支援給付自己負担月額 円（医療機関名 ）

介護支援給付自己負担月額 円（事業所名 ）

円（事業所名 ）

円（事業所名 ）

2 支援給付の開始（変更）時期 年 月 日

3 支援給付を決定（変更）した理由

4 この通知が申請のあった日から14日を経過したときは、その理由

（裏面）

（備考）(1) この決定について不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) この決定については、(1)の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第10号様式（第5条関係）

（表面）

第 年 月 日	号 日
様	
北海道知事	
支援給付開始（変更）申請却下通知書	
年 月 日付けで申請された中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付については、次の理由により支給しないことと決定しましたので通知します。	
記	
1 支給しない理由	
2 この通知が申請のあった日から14日を経過したときは、その理由	

（裏面）

（備考）(1) この決定について不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) この決定については、(1)の審査請求の判決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第11号様式（第5条関係）

（表面）

第 年 月 日	号 日					
様						
北海道知事						
支援給付開始（変更）決定通知書						
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を次のとおり開始（変更）することと決定しましたので通知します。						
記						
1 支援給付の種類及び給付額						
種 類	生 活 支援給付	住 宅 支援給付	() 支援給付	() 支援給付	() 支援給付	計

給付額	円	円	円	円	円	円
特記事項						
医療支援給付自己負担月額 円（医療機関名）						
介護支援給付自己負担月額 円（事業所名）						
円（事業所名）						
円（事業所名）						
2 支援給付の開始（変更）時期 年 月 日						
3 支援給付を決定（変更）した理由						

（裏面）

（備考）(1) この決定について不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(3) この決定については、(1)の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例によるものとされた生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第12号様式（第5条関係）
（表面）

第 号	年 月 日
様	
北海道知事	印
支援給付廃止（停止）決定通知書	
年 月 日第 号により通知した中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を次のとおり廃止（停止）することと決定しましたので通知します。	
記	
1 廃止（停止）した支援給付の種類	
2 停止する期間	
3 廃止する時期	
4 廃止（停止）の理由	

（裏面）

（備考）(1) この決定について不服がある場合には、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2) この決定について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁

決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (3) この決定については、(1)の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。))においてその例によるものとされた生活

保護法第69条)。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第13号様式(第6条関係)

年	月	日	交	付
交	付	第	号	

検 診 命 令 書

年 月 日

住 所
氏 名

様

北海道知事



次のとおり、(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する)中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第28条第1項の規定により検診を命じます。

- 1 検診を受ける日時
- 2 検診を受ける場所
- 3 検診を行う医療機関の名称及び
所在地並びに担当医師等氏名
- 4 備 考

(注意)

- 1 検診を受けるときは、この書類を持参してください。
- 2 この命令による検診を受けない場合、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)においてその例によるものとされた生活保護法第28条第4項の規定により、あなたの支援給付の申請が却下され、又はあなたに対する支援給付が変更され、停止され、若しくは廃止されることがあります。
- 3 この命令について疑問がある場合は、北海道保健福祉部に相談してください。

年 月 日交付

交付第 号

検 診 書

年 月 日

北海道知事 様

医療機関所在地

医療機関名称

院（所）長氏名

担当医師氏名

検診を受けた者の住所・氏名

（ 歳 ）

上記の者に対する検診結果は、次のとおりです。

1 傷病名

2 病 状

3 診療の要否、診療の方法等に関する意見

嘱託医等の意見

年 月 日交付

交付第 号

検診料請求書

年 月 日

北海道知事 様

医療機関所在地

医療機関名称

院（所）長又は開設者氏名

次のとおり請求します。

受診者		居住地	
請求額	診察料	点	（検査の内容）
	料	点	
	料	点	
	料	点	
	料	点	
合計	点	円	

注 この検診書及び検診料請求書は、切り離さず北海道保健福祉部あてに直接送付してください。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 8月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第86号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成 9 年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表道公営住宅の部千歳市の項中「115」を「150」に改め、同部帯広市の項中「869」を「821」に改め、同別表の 2 の表駐車場の部千歳市の項中「104」を「135」に改める。

附 則

この規則は、平成20年 9 月 1 日から施行する。

告 示

北海道告示第566号

昭和48年北海道告示第847号（北海道自然保護条例に基づく保護地区等の指定）により指定した幌内神社のエゾイタヤ記念保護樹木は、その指定を解除する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境局自然環境課及び北海道胆振支庁地域振興部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 8月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第567号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次の地区について

道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成20年9月2日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年8月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 縦 覧 場 所

上山口中央 経営体育成基盤整備（農業用排水施設、暗きょ排水） 北海道石狩支庁

新 星 畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗きょ排水、土層改良） 北海道上川支庁

北海道告示第568号

道営土地改良（津別北部地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（暗きょ排水、土層改良））事業の工事を平成19年11月30日に完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成20年8月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第569号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成20年8月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 様似郡様似町字平宇216の1、217の3、221の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第570号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により、次のとおり土地に立ち入る旨、通知があった。

平成20年8月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 起 業 者 の 名 称 国土交通大臣
- 2 事 業 の 種 類 一般国道39号改築工事（北見道路・北見インターチェンジ（仮称）から東十号インターチェンジ（仮称）まで）、これに伴う用排水路、送電線、道道及び市道付替工事並びに送電線及び道道付替工事に伴う附帯工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 北見市川東379番1及び382番1
- 4 立 入 期 間 平成20年9月22日から10月3日まで

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第15号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年8月29日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

- 1 住 所 札幌市中央区北3条東2丁目2番地8 アリスマナーB・L・D 701号
- 2 商号又は名称 ブラネットジャパン
- 3 氏 名 戸 津 誠
- 4 登録番号 北海道知事⁽¹⁾石第03022号
- 5 登録取消年月日 平成20年8月20日

北海道石狩支庁告示第16号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成20年8月29日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 住 所 | 札幌市東区伏古10条 1 丁目 8 - 7 黒川ハイツ101号 |
| 2 | 商号又は名称 | アサヒ信販 |
| 3 | 氏 名 | 阿 部 賢一郎 |
| 4 | 登 録 番 号 | 北海道知事 ⁽¹⁾ 石第02988号 |
| 5 | 登録取消年月日 | 平成20年 8 月20日 |